

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
◎海岸保全区域の指定 (港湾・海岸課)	1
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止 (2件) (")	2
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正 (")	3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	3
高知県公安委員会告示	
○交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更の届出	3
監査公表	
○財政的援助団体等の監査の執行結果	3
○定期監査の執行結果(安芸土木事務所ほか)	6
○行政監査の執行結果	10
正 誤	
○正誤(平28・2・19付け 公告)	19

告 示

高知県告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

土佐清水市大岐字大岐濱林2930番134から 土佐清水市大岐字切替畑972番9まで	前	8.1 } 8.2	94
	後	10.5 } 10.6	

高知県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村船戸字大東219番1から 土佐郡大川村船戸字天狗滝403番1まで	227	平成28年3月8日

高知県告示第114号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成28年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 西浜海岸
- 1 基準点
 - (1) 安芸市津久茂町3430番29地先に設けた点(基準杭)を基準点1とする。
 - (2) 基準点1から方位角277度59分05秒420.223メートルの点(基準杭)を基準点2とする。
 - (3) 基準点2から方位角276度20分15秒431.742メートルの点(基準杭)を基準点3とする。
 - (4) 基準点3から方位角265度36分55秒124.270メートルの点(基準杭)を基準点4とする。
 - (5) 基準点4から方位角269度40分15秒144.271メートルの点

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- (基準杭)を基準点5とする。
- (6) 基準点5から方位角292度32分46秒111.707メートルの点(基準杭)を基準点6とする。
- 2 補助点
- (1) 基準点1から基準点6までの間の海上に基1Aから基6Aまでを、基準点1から基準点6までの間の陸側に基1Bから基6Bまでを設定する。
 - (2) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角187度59分05秒500.000メートルの点
 - 基2A 基準点2から方位角187度09分40秒500.000メートルの点
 - 基3A 基準点3から方位角180度58分35秒500.000メートルの点
 - 基4A 基準点4から方位角177度38分35秒500.000メートルの点
 - 基5A 基準点5から方位角191度06分30秒500.000メートルの点
 - 基6A 基準点6から方位角202度32分46秒500.000メートルの点
 - 基1B 基準点1から方位角7度59分13秒8.000メートルの点
 - 基1C 基準点1から方位角281度15分17秒116.075メートルの点
 - 基1D 基準点1から方位角293度05分08秒117.003メートルの点
 - 基1E 基準点1から方位角288度44分33秒196.958メートルの点
 - 基1F 基準点1から方位角285度30分34秒255.215メートルの点
 - 基1G 基準点1から方位角282度32分42秒314.658メートルの点
 - 基1H 基準点1から方位角281度17分27秒342.076メートルの点
 - 基1I 基準点1から方位角279度18分48秒340.960メートルの点
 - 基2B 基準点2から方位角7度09分53秒3.000メートルの点
 - 基3B 基準点3から方位角0度58分54秒3.000メートルの点
 - 基4B 基準点4から方位角357度38分36秒3.000メートルの点
 - 基4C 基準点4から方位角357度38分24秒8.000メートルの点
 - 基5B 基準点5から方位角11度06分26秒4.000メートル

の点
基 6 B 基準点 6 から方位角22度32分52秒7.000メートル
の点

3 区域
基準点 1、基 1 Aから基 6 Aまで、基準点 6、基 6 Bから基 1 Bまで及び基準点 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第115号
海岸法(昭和31年法律第101号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる海岸を海岸保全区域として指定し、平成 5 年 8 月高知県告示第397号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。
平成28年 3 月 8 日
高知県知事 尾崎 正直

平尾海岸

1 基準点
(1) 室戸市元甲字不動2473番 6 地先に設けた点(基準銀)を基準点 1 とする。
(2) 基準点 1 から方位角24度58分41秒156.087メートルの点(基準銀)を基準点 2 とする。
(3) 基準点 2 から方位角13度48分42秒199.359メートルの点(基準銀)を基準点 3 とする。
(4) 基準点 3 から方位角 6 度04分32秒233.662メートルの点(基準銀)を基準点 4 とする。
(5) 基準点 4 から方位角 0 度53分19秒70.084メートルの点(基準銀)を基準点 5 とする。

2 補助点
(1) 基準点 1 から基準点 5 までの間の海上に基 1 Aから基 5 Aまでを設定する。
(2) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基 1 A 基準点 1 から方位角294度58分42秒300.000メートルの点
基 2 A 基準点 2 から方位角289度23分42秒300.000メートルの点
基 3 A 基準点 3 から方位角279度56分36秒300.000メートルの点
基 5 A 基準点 5 から方位角270度53分21秒300.000メートルの点

3 区域
基準点 1、基 1 Aから基 5 Aまで及び基準点 5 から基準点 1 までの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第116号
海岸法(昭和31年法律第101号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる海岸を農林水産省及び国土交通省所管海岸保全区域として指定し、平成18年 8 月高知県告示第588号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成28年 3 月 8 日
高知県知事 尾崎 正直

出見海岸(共管)

1 基準点
(1) 須崎市浦ノ内出見汐々崎1374番地口地先に設けた点(基準銀)を基準点 1 とする。
(2) 基準点 1 から方位角205度08分16秒89.096メートルの点(基準銀)を基準点 2 とする。
(3) 基準点 2 から方位角193度40分29秒76.470メートルの点(基準銀)を基準点 3 とする。
(4) 基準点 3 から方位角154度34分24秒90.305メートルの点(基準銀)を基準点 4 とする。

2 補助点
(1) 基準点 1 から基準点 4 までの間の海上に基 1 Aから基 19 Aまでを設定する。
(2) 基準点 1 から基準点 4 までの間の陸側は、基 1 Bから基 3 B-1 までの間は県道を境界とし、基 3 B-2 及び基 4 B は防潮堤裏の法尻先を境界とし、基 1 Bから基 4 Bまでを設定する。
(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基 1 A 基準点 1 から方位角160度25分57秒74.251メートルの点
基 4 A 基準点 4 から方位角64度36分31秒50.000メートルの点
基 18A 基準点 1 から方位角126度15分46秒123.916メートルの点
基 19A 基準点 1 から方位角63度02分54秒21.337メートルの点
基 1 B 基準点 1 から方位角338度37分46秒0.543メートルの点
基 1 B-1 基準点 1 から方位角242度32分52秒20.939メートルの点
基 1 B-2 基準点 1 から方位角239度23分35秒27.949メートルの点
基 1 B-3 基準点 1 から方位角234度13分10秒34.513メートルの点
基 1 B-4 基準点 1 から方位角222度23分15秒52.574メートルの点
基 1 B-5 基準点 1 から方位角220度56分08秒55.956メートルの点
基 1 B-6 基準点 1 から方位角219度16分02秒59.725メートルの点
基 1 B-7 基準点 1 から方位角217度24分26秒64.075メートルの点
基 1 B-8 基準点 1 から方位角215度33分31秒68.128メ

ートルの点
基 1 B-9 基準点 1 から方位角214度19分10秒70.900メートルの点
基 1 B-10 基準点 1 から方位角212度35分05秒74.573メートルの点
基 1 B-11 基準点 1 から方位角210度43分19秒78.771メートルの点
基 1 B-12 基準点 1 から方位角209度15分57秒83.113メートルの点
基 2 B 基準点 2 から方位角282度57分12秒4.055メートルの点
基 2 B-1 基準点 2 から方位角223度28分28秒8.128メートルの点
基 2 B-2 基準点 2 から方位角209度43分21秒19.657メートルの点
基 2 B-3 基準点 2 から方位角209度27分04秒29.257メートルの点
基 2 B-4 基準点 2 から方位角209度16分16秒39.246メートルの点
基 2 B-5 基準点 2 から方位角208度55分51秒44.593メートルの点
基 2 B-6 基準点 2 から方位角208度27分52秒48.452メートルの点
基 2 B-7 基準点 2 から方位角207度10分13秒55.556メートルの点
基 2 B-8 基準点 2 から方位角206度25分07秒59.327メートルの点
基 2 B-9 基準点 2 から方位角205度59分46秒61.121メートルの点
基 2 B-10 基準点 2 から方位角205度04分07秒64.101メートルの点
基 2 B-11 基準点 2 から方位角204度25分13秒65.869メートルの点
基 2 B-12 基準点 2 から方位角204度24分20秒65.902メートルの点
基 2 B-13 基準点 2 から方位角203度17分29秒68.425メートルの点
基 2 B-14 基準点 2 から方位角201度30分00秒71.432メートルの点
基 2 B-15 基準点 2 から方位角199度01分59秒74.621メートルの点
基 3 B 基準点 3 から方位角244度46分10秒3.955メートルの点
基 3 B-1 基準点 3 から方位角160度54分42秒35.526メートルの点

基3 B-2 基準点3から方位角158度47分21秒53.173メートルの点
 基4 B 基準点4から方位角244度36分50秒3.956メートルの点

3 区域
 基1 A、基4 A、基準点4、基4 Bから基1 Bまで、基19 A、基18A及び基1 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第117号
 昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
 平成28年3月8日
 高知県知事 尾崎 正直

別表西浜の項を削る。

 公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
 平成28年3月8日
 高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市陣山400番地
 横堀 忠広

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市廿枝字板取120番1、字西川崎138番1、字西ノ内190番及び191番、字宇津471番、474番及び480番、字宮ケ内1327番1、字新田1381番、1386番、1387番、1388番、1389番、1390番、1391番及び1393番、字東川原1396番及び1397番並びに字大辻1529番2、陣山字北荻野405番及び406番並びに三阜字門田701番、702番、703番イ、703番2、704番、707番1、711番1、712番1、713番、714番イ、714番ロ、715番、716番及び717番1並びに字川添844番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市陣山400番地
 横堀 忠広

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

南国市西山字一ノ坪丸219番、221番、222番、225番、226番、228番、229番及び236番並びに字辻ノ丸246番1及び247番1並びに三阜字坂ノ上486番1、487番、488番、499番及び500番

(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市西山771番地1
 公文 英次

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市西山字大塚丸957番ロ及び957番ハ、字塚地丸958番、959番、960番、961番、962番及び977番1、字小川丸1027番、1028番2、1031番2及び1034番並びに字徳岡丸1166番、1171番、1174番及び1175番

(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市包末258番地
 安松 幸夫

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市包末字西花崎135番、字東花崎152番1及び153番1並びに字ナガレタ232番及び236番

(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市上野田665番地
 西岡 祐三

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市上野田字コクソ476番1及び479番1

2 申請年月日
 平成28年2月17日

3 縦覧場所
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
 平成27年3月8日（火）から同月22日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

 公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号
 平成10年3月高知県公安委員会告示第3号（交通安全活動推進センターの名称等）で告示した事項について、高知県交通安全活動推進センターの指定を受けている一般社団法人高知県交通安全協会から交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月8日
 高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 変更事項
 代表者の氏名

2 変更内容
 (変更前) 川井 喜久博
 (変更後) 山中 忠夫

3 変更年月日
 平成28年1月20日

 監 査 公 表

監査公表第1号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
 平成28年3月8日

高知県監査委員	浜田 英宏
同	加藤 漠
同	坂田 和子
同	田中 克典

第1 監査の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、県が団体の基本財産、資本金又は出資金の4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）、県が公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）及び県が補助金等を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）のうち以下の17団体（再掲1団体を除く。）に対して、財政的援助団体等の出納その他の事務の執行に係る平成27年度の監査を実施した。

1 出資団体

名称	監査実施日
公益財団法人高知県文化財団	平成27年11月30日
高知空港ビル株式会社	平成27年11月30日
株式会社高知流通情報サービス	平成27年11月30日
一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	平成27年11月19日
一般社団法人高知県森林整備公社	平成27年11月30日
公益財団法人高知県山村林業振興基金	平成27年11月17日
株式会社とされいほく	平成27年11月17日
公益財団法人高知県牧野記念財団	平成27年11月30日
公益財団法人エコサイクル高知	平成27年11月19日
公益財団法人暴力追放高知県民センター	平成27年11月18日

2 指定管理者（再掲は、出資団体との重複）

名称	監査実施日
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	平成28年2月1日
高知県立県民文化ホール共同企業体	平成28年1月29日
高知県職業能力開発協会	平成27年11月18日
高知県漁業協同組合	平成27年11月18日
高知ファズ株式会社	平成27年11月30日
公益財団法人高知県文化財団（再掲）	平成27年11月30日

3 補助金等交付団体

名称	監査実施日
学校法人明德義塾	平成28年1月29日
高知県森林組合連合会	平成28年1月29日

第2 監査の結果

各団体に対する監査の結果は、次のとおりである。
なお、補助金、管理代行料等は、いずれも平成26年度決算額である。

1 出資団体

(1) 公益財団法人高知県文化財団

出資金	出資額及び出資比率	基本財産500,000,000円のうち250,000,000円、50.0パーセント（平成27年3月31日現在）
-----	-----------	---

	設立目的	芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与する。
指定管理	対象施設	高知県立埋蔵文化財センター
	管理代行料	43,624,000円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 高知空港ビル株式会社

出資金	出資額及び出資比率	資本金600,000,000円のうち310,000,000円、51.7パーセント（平成27年3月31日現在）
	設立目的	高知空港の整備拡張に伴う空港諸施設の整備拡充計画の一環として、旅客、貨物のターミナルビルを建設し、その経営を通じてますます重要性を高める航空運送に対し積極的に貢献するとともに、県経済、文化の進展に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(3) 株式会社高知流通情報サービス

出資金	出資額及び出資比率	資本金537,100,000円のうち200,000,000円、37.2パーセント（平成27年3月31日現在）
	設立目的	情報処理の受託、コンピュータシステムの運営管理、ソフトウェアの開発及び売買業務、端末装置の開発、通信回線利用システム及びコンピュータ利用システム等のコンサルティング業務などを行う。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(4) 一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社

出資金	出資額及び出資比率	出資金69,250,000円のうち20,000,000円、28.9パーセント（平成27年3月31日現在）
	設立目的	使用済みとなった農業用廃プラスチック類を広域的かつ総合的に処理することにより、自然環境の保全に努め、高知県の農業の振興、ことに施設園芸の一層の発展を図る。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(5) 一般社団法人高知県森林整備公社

出資金	出資額及び出資比率	出資金30,000,000円の全額（平成27年3月31日現在）
	設立目的	造林、育林等による森林に関する事業を実施することにより、森林資源の保続培養及び森林の公益的機能の維持増進を図り、もって中山間地域の振興及び地域を支える人材の育成に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(6) 公益財団法人高知県山村林業振興基金

出資金	出資額及び出資比率	基本財産935,806,633円のうち460,675,274円、49.2パーセント(平成27年3月31日現在)
	設立目的	高知県における国土緑化を強力に推進するために、森林整備を促進し、林業労働力を育成・確保することにより、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充・強化を図り、もって山村地域経済の振興及び県民の福祉の向上に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(7) 株式会社とされいほく

出資金	出資額及び出資比率	資本金133,100,000円のうち62,000,000円、46.6パーセント(平成27年3月31日現在)
	設立目的	高性能林業機械の導入による新しい作業体系により、林業生産の省力化、生産性の向上、労働強度の軽減を図るとともに、就労条件の安定を図り、若者にも魅力ある職場作りを推進し、林業生産活動を活性化する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(8) 公益財団法人高知県牧野記念財団

出資金	出資額及び出資比率	基本財産40,700,000円のうち10,200,000円、25.1パーセント(平成27年3月31日現在)
	設立目的	牧野富太郎博士の植物学上の業績を顕彰し、野生植物及び栽培植物の調査研究や栽培保存等を行うことにより、広く植物学の理解と自然環境に対する認識を深めるとともに、教育文化の向上を図り、もって県民の文化水準の向上及び福祉の増進に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(9) 公益財団法人エコサイクル高知

出資金	出資額及び出資比率	基本財産61,000,000円のうち22,000,000円、36.1パーセント(平成27年3月31日現在)
	設立目的	産業廃棄物の処理に関する各種事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(10) 公益財団法人暴力追放高知県民センター

出資金	出資額及び出資比率	基本財産634,784,005円のうち448,129,200円、70.6パーセント(平成27年3月31日現在)
-----	-----------	---

設立目的	県民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団による不当な行為の被害者の救援を行う等、暴力団追放活動を総合的に推進し、もって暴力団のない安全で平穏な高知県の実現に寄与する。
------	--

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

2 指定管理者

(1) 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

指定管理	対象施設	高知県立ふくし交流プラザ
	管理代行料	62,681,000円、利用料金収入 12,292,370円
	対象施設	高知県立障害者スポーツセンター
	管理代行料	54,936,000円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 高知県立県民文化ホール共同企業体

指定管理	対象施設	高知県立県民文化ホール
	管理代行料	110,150,892円、利用料金収入 109,366,865円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(3) 高知県職業能力開発協会

指定管理	対象施設	高知県立地域職業訓練センター
	管理代行料	5,644,487円、利用料金収入 4,823,255円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(4) 高知県漁業協同組合

指定管理	対象施設	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
	利用料金収入	18,976,000円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(5) 高知ファズ株式会社

指定管理	対象施設	高知港係留施設等
	管理代行料	96,384,858円

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

3 補助金等交付団体

(1) 学校法人明德義塾

補助金	名称	高知県私立学校運営費補助金
-----	----	---------------

名称	金額	307,120,000円
	補助の対象	教職員人件費、教育研究経費、管理経費
名称	金額	8,204,350円
	補助の対象	経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し減免を行った授業料
名称	金額	14,434,760円
	補助の対象	教育改革推進事業及び教育力強化推進事業を行うために必要な経費

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

(2) 高知県森林組合連合会

補助金	名称	高知県森林組合経営改善事業費補助金
	金額	8,957,000円
	補助の対象	森林組合の経営力向上や人材育成のため、中期経営計画の進捗管理や見直しに対するフォローアップや森林施業プランナーの育成等に要する経費
名称	金額	8,481,648円
	補助の対象	林業就業者の労働条件の向上を図るため林業事業者が支払う林業退職金共済制度の掛金及び付帯事務費
名称	金額	32,151,000円
	補助の対象	原木の運搬に要する経費
名称	金額	12,900,000円
	補助の対象	C L T（大判の木質パネル）を用いた建築物の実証、展示するための事業の実施に必要な委託料等の経費

監査の結果

指摘する事項は、特に認められなかった。

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月8日

高知県監査委員 浜田 英宏
同 加藤 漠
同 坂田 和子
同 田中 克典

第1 監査の実施

平成27年度の監査対象機関237機関のうち73機関に対して、平成27年10月30日から平成28年2月17日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施済機関数	今回実施機関数
知事部局	150機関	126機関	24機関
教育委員会	64機関	26機関	38機関
警察本部	15機関	4機関	11機関
公営企業局	4機関	4機関	—
その他の機関	4機関	4機関	—
計	237機関	164機関	73機関

第2 監査の結果及び意見

1 総括

今回監査を実施した73機関のうち36機関において、指摘事項等が認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の同時期に実施した定期監査結果（実施機関数68機関）と比較すると、77件から61件に減少している。

内訳としては、前年度と同様に特別指摘事項はなく、指摘事項が前年度と同じく3件あったものの、注意事項は、73件から58件に減少しており、また、前年度に1件あった検討事項は認められなかった。

その他の37機関においては、指摘事項等に該当する事項はなく、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘事項等について、事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

また、今年度の定期監査全体では、指摘事項等の件数は、前年度の243件から185件に減少しており、前年度に1件あつ

た特別指摘事項はなく、指摘事項は16件から14件に、注意事項は217件から169件に、また、検討事項は9件から2件にそれぞれ減少している。

事務区分別では、契約事務が67件と最も多く、次いで支出事務が49件、収入事務が27件、給与・旅費支給事務が18件となっている。

なお、今年度の指摘事項等について、事務区分別件数の前年度との比較は、別表3のとおりである。

指摘事項及び注意事項の多くは、管理職員等をはじめとして職員間で必要なチェックが不足していたこと、財務会計事務についての基本的な理解が不足していたこと、執行管理が不十分で事務処理に遅れが生じていたこと等によるものと認められる。

については、職員の財務会計に関する事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 安芸土木事務所（支出事務）

平成24年度に開催された災害復旧講習会の受講料について、平成27年1月に債権者から連絡があるまで未払に気付かず、平成26年度予算で支払っていた。

(2) 中村特別支援学校（契約事務）

平成27年度エレベータ保守点検業務委託において、必要な予定価格調書を作成していなかった。

(3) 東京事務所（財産・物品管理）

平成26年度に貸与された公務用プリペイドカードを紛失していた。

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。

指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

別表1（事務区分別）

指摘事項

区分	件数	主な内容
支出事務	1	支払の遅延（過年度支出）
契約事務	1	予定価格調書の作成漏れ
財産・物品管理	1	物品の亡失
計	3	

注意事項

区分	件数	主な内容
収入事務	13	収入調定の漏れ及び遅延 収入調定額の誤り 証拠書類の亡失 徴収・収納事務の不備 等
支出事務	15	支払の遅延（3か月未満） 支出負担行為の遅延 経費支出向の作成漏れ 検査職員以外による検認 常時資金の不適正な管理 支出額の誤り 等
契約事務	16	契約書等の不備（契約保証金免除条項の誤り、仕様書の添付漏れ、延滞違約金割合の誤り、個人情報保護条項の漏れ、請書の徴取漏れ等） 委託業務実施計画表の承認漏れ及び実績報告書の不備 再委託の手續漏れ
財産・物品管理	1	郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
服務関係事務	3	年次有給休暇等の承認誤り 時間外勤務命令の手續漏れ
給与・旅費支給事務	7	通勤手当その他手当の支給誤り 報酬及び賃金の支給誤り
庶務関係事務	1	自家用車登録簿の更新漏れ
その他事務	2	USBメモリの照合確認漏れ 不適切な筆記具（消せるボールペン）の使用
計	58	

別表2 (実施機関別)

() : 指摘件数で内数

機関名	事務区分								委員監査日 (書面監査日)
	収入	支出	契約	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	その他	
知事部局									
総務部									
東京事務所				2 (1)				2 (1)	平成27年11月12日
安芸県税事務所								0	平成28年1月13日
中央東県税事務所	1							1	平成27年11月6日
中央西県税事務所								0	平成27年11月6日
須崎県税事務所	1							1	平成27年11月4日
幡多県税事務所								0	平成28年1月18日
地域福祉部									
療育福祉センター		1						1	平成27年11月4日
文化生活部									
産学官民連携センター								0	平成28年1月29日
産業振興推進部									
大阪事務所								0	平成27年11月12日
名古屋事務所		1	1					2	平成27年11月12日
商工労働部									
海洋深層水研究所								0	平成27年11月26日
中村高等技術学校								0	平成28年1月18日
農業振興部									
中央東農業振興センター								0	平成27年12月1日
農業大学校								0	平成27年10月30日
農業担い手育成センター			1					1	平成28年1月26日
林業振興・環境部									
森林技術センター		1						1	平成27年11月6日
安芸林業事務所					1			1	平成28年1月13日
中央東林業事務所					1			1	平成27年12月1日
幡多林業事務所			1					1	平成28年1月20日
土木部									
安芸土木事務所	2	2 (1)	2					6 (1)	平成28年1月13日
中央東土木事務所			2					2	平成27年11月11日
中央西土木事務所								0	平成27年10月30日
須崎土木事務所		1	1					2	平成27年11月4日
幡多土木事務所	2		3			1		6	平成28年1月21日
教育委員会									
東部教育事務所		1	1					2	平成28年1月13日
幡多青少年の家					1			1	(平成28年2月17日)
室戸高等学校								0	(平成28年2月17日)
中芸高等学校								0	平成27年11月26日
県立安芸中学校								0	平成28年1月13日
安芸高等学校								0	平成28年1月13日
安芸桜ヶ丘高等学校								0	平成28年1月13日
城山高等学校	1							1	平成27年11月11日

() : 指摘件数で内数

機関名	事務区分								委員監査日 (書面監査日)	
	収入	支出	契約	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	その他		
山田高等学校		1							1	平成27年12月1日
嶺北高等学校									0	平成27年12月1日
高知農業高等学校						2			2	(平成28年2月17日)
高知東工業高等学校									0	平成27年11月11日
岡豊高等学校	1						1	1	3	平成27年11月11日
高知東高等学校									0	(平成28年2月17日)
県立高知南中学校									0	(平成28年2月17日)
高知南高等学校	1		2						3	(平成28年2月17日)
高知工業高等学校									0	(平成28年2月17日)
高知追手前高等学校						1			1	(平成28年2月17日)
高知丸の内高等学校									0	(平成28年2月17日)
高知小津高等学校	1	1							2	(平成28年2月17日)
高知北高等学校								1	1	平成28年2月1日
伊野商業高等学校									0	(平成28年2月17日)
高岡高等学校	1								1	平成27年11月4日
高知海洋高等学校									0	平成28年2月1日
須崎高等学校									0	(平成28年2月17日)
佐川高等学校	1		1						2	(平成28年2月17日)
榑原高等学校									0	平成27年11月4日
四万十高等学校									0	平成28年1月26日
大方高等学校									0	(平成28年2月17日)
幡多農業高等学校									0	平成28年1月18日
県立中村中学校									0	(平成28年2月17日)
中村高等学校	1								1	(平成28年2月17日)
宿毛高等学校									0	(平成28年2月17日)
清水高等学校	1								1	(平成28年2月17日)
山田養護学校									0	平成27年11月6日
高知江の口養護学校									0	平成27年11月4日
日高養護学校									0	平成27年10月30日
中村特別支援学校				1 (1)					1 (1)	(平成28年2月17日)
警察本部										
高知警察署						1			1	平成27年11月17日
高知南警察署							1		1	平成27年11月11日
高知東警察署									0	平成27年11月6日
室戸警察署		1							1	平成27年11月26日
安芸警察署									0	(平成28年2月17日)
香南警察署		1							1	平成27年11月11日
香美警察署	1	1							2	平成27年12月1日
土佐警察署									0	(平成28年2月17日)
佐川警察署									0	平成27年10月30日
中村警察署		2	1						3	(平成28年2月17日)
宿毛警察署						1			1	平成28年1月20日

() : 指摘件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	収入	支出	契約	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	その他	計	
計	13	16 (1)	17 (1)	2 (1)	3	7	1	2	61 (3)	

別表3 (年間件数の前年度比較)

		本庁		出先		計	
		平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
対象機関数		109機関	109機関	128機関	127機関	237機関	236機関
事務区分別指摘事項等件数	収入事務	7 (2)	8 (2)	20 (2)	16 【1】 (1)	27 (4)	24 【1】 (3)
	支出事務	27 (2)	27 (4)	22 (2)	48 (4)	49 (4)	75 (8)
	契約事務	40 (1)	50 (1)	27 (3)	42 (4)	67 (4)	92 (5)
	財産・物品管理	6	3	3 (1)	8	9 (1)	11
	服務関係事務			3	1	3	1
	給与・旅費支給事務	4	9	14 (1)	13	18 (1)	22
	庶務関係事務	2	4	1	2	3	6
	その他事務	2		5	3	7	3
	検討		6	2	3	2	9
	計	88 (5)	107 (7)	97 (9)	136 【1】 (9)	185 (14)	243 【1】 (16)

【 】 : 特別指摘件数で内数
 () : 指摘件数で内数

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月8日

高知県監査委員	浜田 英宏
同	加藤 漠
同	坂田 和子
同	田中 克典

平成 27 年 度

行政監査結果報告書

【県単独補助金で整備された施設等の利活用状況等について】

平成28年2月

高 知 県 監 査 委 員

目 次

第1 行政監査の趣旨	11
第2 監査の実施概要	11
1 監査のテーマ	11
2 監査の目的	11
3 監査の着眼点	11
4 監査の対象	11
5 監査の実施方法	12
6 監査の実施期間	12
第3 監査の結果	12
1 総括	12
2 調査の内容と結果	12
第4 意見	16
1 利活用状況の把握について	16
2 財産管理台帳の整備等について	16
3 財産処分の制限の対象となる財産や期間の定義について	16
4 間接補助金における市町村等の補助金交付要綱の確認について	16
5 平成25年度定期監査意見(成果指標等の設定)について	16
別表1 第1次調査対象補助金一覧	17
別表2 第2次調査対象補助金一覧	18

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務が、法令等の規定に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施するものである。

本県においては、行政事務の中から特定の課題を選定してこの監査を実施している。平成27年度の行政監査については、次のとおり実施した。

第2 監査の実施概要**1 監査のテーマ**

県単独補助金(以下「補助金」という。)で整備された施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の利活用状況等について

2 監査の目的

補助金の中には、補助目的を達成するために施設等を整備する経費を補助対象としているものがある。これらの施設等は補助事業者が適正に維持管理を行い、交付目的に沿った利活用を行っていく責任があるが、県としても補助事業の目的が達成されているか確認していく必要がある。

定期監査では、補助金の交付申請から精算までの補助金交付事務について監査を行っている。しかし、補助事業完了から経過期間がわずかであることから、施設等が有効に利活用されているか、補助事業を所管する所属は施設等の利活用状況の把握及び補助目的の達成に向けた指導や支援を行っているかなどについては、十分に監査できていない面もある。

こうしたことから、補助金で整備された施設等の利活用状況等について監査し、今後の補助金の効果的な執行に資することを目的とする。

3 監査の着眼点

- (1) 補助事業完了後の施設等の利活用状況を把握しているか。
- (2) 補助事業の効果・成果はあがっているか。また、検証をしているか。
- (3) 把握した利活用状況に基づき、補助事業者に対して指導や支援を適切に行っているか。
- (4) 財産の管理や処分の手続きが適正に行われているか。

4 監査の対象

利活用状況の把握及び指導や支援の状況などについて監査するためには、施設等の整備後一定の期間が経過していることが必要である一方、補助金交付時の経緯等も確認する必要があり、補助事業完了後、2年から3年経過している補助金が適

当である。

このため、平成25年度の定期監査の重点項目として、交付実績が100万円を超える平成24年度の補助金について、補助金交付要綱の規定内容等に関する監査を行った際に、財産の取得を想定している規定が補助金交付要綱にあると回答のあった42所属77補助金（別表1）を今回の監査の対象とした。

5 監査の実施方法

第1次調査として電子メールにより、補助金による施設等の整備状況等を調査し、調査対象の補助金を絞り込み、第2次調査として電子メールにより、成果目標の設定方法などについて調査の上、ヒアリングを行った。

6 監査の実施期間

平成27年7月2日から平成28年2月17日まで

第3 監査の結果

1 総括

第1次調査で絞り込んだ18補助金について、第2次調査を行った結果、おおむね適正に活用状況の把握等が行われていると認められた。

しかし、一部の補助金において、補助金交付要綱等で義務付けている状況報告書の提出を受けていないものや、補助金で整備した施設等の耐用年数を確認していないものがあった。

さらに、補助金交付要綱に財産処分の制限に関する規定のないものや、財産処分の対象となる財産や制限の期間について、明確に定めていないもの、間接補助先である市町村の補助金交付要綱に財産処分の規定がないものがあった。

なお、耐用年数の経過前に財産を処分している事例が2補助金であったが、処分手続きはいずれも適正に行われていた。

調査内容の詳細は、次のとおりである。

2 調査の内容と結果

(1) 第1次調査

ア 内容

監査の対象とした77補助金を所管する所属に対して、補助事業者当たり100万円以上の施設等の整備実績の有無等について電子メールで調査し、分類を行った。

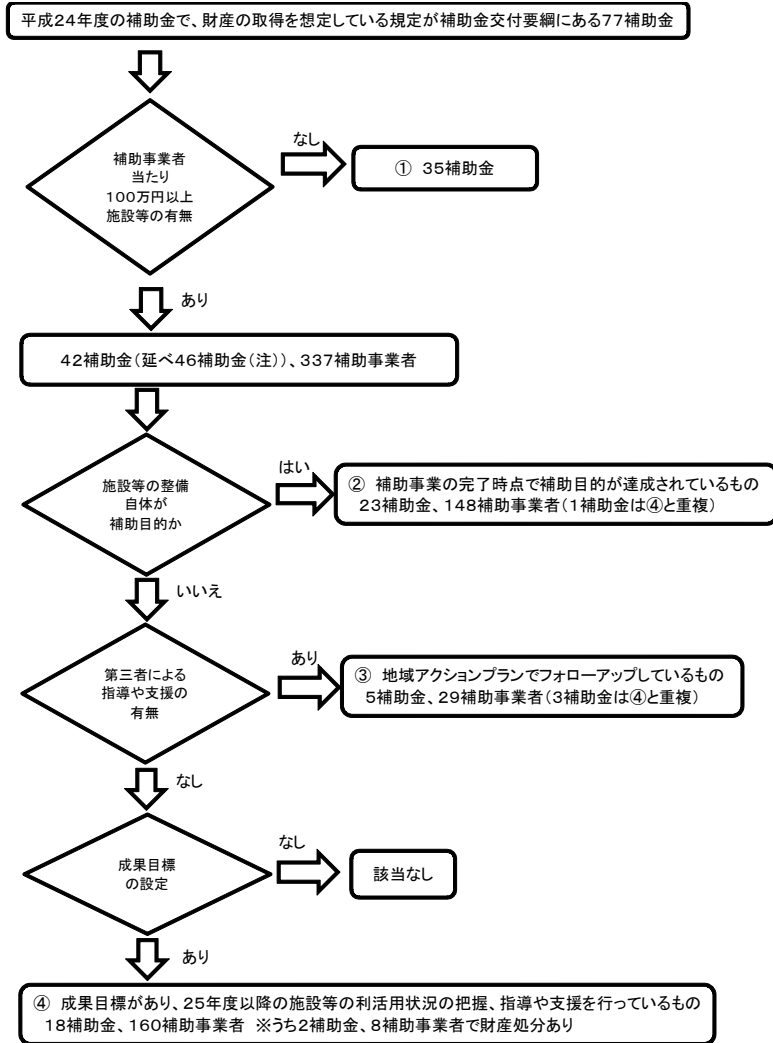
イ 結果

調査の結果、対象補助金を以下のとおり分類した（2つの分類に分かれた補助金があるため延べ81補助金）。

- ① 100万円以上の施設等の整備が行われていなかった補助金：35補助金
- ② 耐震補強工事や防災用品の備蓄のように、施設等の整備自体が補助目的であり、補助事業が完了した時点で補助目的が達成されていると考えられる補助金：23補助金148補助事業者
- ③ 産業振興計画地域アクションプランに位置付けられており、第三者（産業振興計画フォローアップ委員会）による指導や支援が行われている補助金：5補助金29補助事業者
- ④ 成果目標が設定されており、平成25年度以降の施設等の活用状況の把握、指導や支援を行っている補助金：18補助金160補助事業者

①から③までについては、金額が少額であること、施設等の整備自体が補助目的であること及び第三者による指導や支援が行われていることから第2次調査の対象外とし、④の18補助金を第2次調査の対象（別表2）とした。

図1 第1次調査の結果



(注) 補助金数は、1補助金が複数の区分に分かれる場合があり、実数と一致しない。

(2) 第2次調査

ア 内容

第1次調査の結果を踏まえ、第2次調査の対象とした18補助金を所管する所属に対して、成果目標の設定、利活用状況の把握及び指導や支援の状況、財産管理台帳の整備の状況、財産の処分事例などについて電子メールによる調査の上、ヒアリングを行った。

イ 結果

(ア) 成果目標の設定状況について

成果目標は、その補助金が有効に活用されているかどうかを判断する目安となる重要なものである。補助金ごとの成果目標の設定状況については、表1のとおりである。

表1 成果目標の設定状況

	区分	補助金数	内容
事業 実施 計画	数値目標	4	新規雇用者数(2補助金) 費用対効果1以上(2補助金) ※(生産向上効果+経費節減効果) ×施設等耐用年数÷事業費≥1
	一定年数の事業継続	8	3年間(3補助金) 5年間(3補助金) 相当期間(2補助金)
	事業実施計画のみ	6	外部団体等を含む審査会等で審査 (5補助金) 県関係各課による審査会で審査 (1補助金)

全ての補助金が、交付申請時に提出される事業実施計画を基に審査され、補助事業として採択されていた。

そのうち、後年度において定量的な評価を可能とする数値目標を設定している補助金が4補助金、3年から5年の事業実施計画の作成を求めるなど一定年数の事業継続を成果目標としている補助金が8補助金あった。

残りの6補助金は、事業実施計画の妥当性の審査を外部団体等を含んだ審査会等で行っていた。

(イ) 利活用状況の把握及び指導や支援の状況

補助金で整備した施設等が補助目的に沿って、継続的に事業効果を発現していくためには、利活用状況の適切な把握や事業効果の検証とともに、必要な指導や支援をしていくことが求められる。

その利活用の把握方法については、表2のとおりである。

表2 施設等の利活用状況の把握方法

区分		補助金数
補助金交付要綱等に報告書の提出を規定		11
その他の把握方法	訪問により状況を把握	4
	アンケート調査により状況を把握	1
	市町村が開催する会議に参画し、状況を把握	1
	市町村に対し補助事業者へのフォローアップを義務付けることにより状況を把握	1

補助金交付要綱等の規定に基づき、事業実施計画に対比する実績を記載した実施状況報告書の提出を補助事業完了後一定期間求めているものなど、報告書の提出を規定しているものが11補助金で、それ以外の7補助金については、訪問やアンケート調査などの方法により状況を把握していた。

ただし、報告書の提出を規定している11補助金の中には、補助金実施要領で5年間の状況報告書の提出を義務付けているにもかかわらず一部のみの報告にとどまっているものが1補助金、補助金交付要綱で5年間の状況報告書の提出を義務付けているにもかかわらず訪問による状況把握にとどまっているものが1補助金あった。

なお、補助事業の効果・成果の検証については、数値目標を掲げている補助金の一部にとどまっていることなどから、今回の監査では、十分な分析が行えなかったため、今後の財政的援助団体等に対する監査において、今回の結果を踏まえた監査を実施する必要があると考えている。

次に、補助事業者に対する指導や支援の実施については、18補助金の全てで行っていた。

その実施方法は、出先機関を含め所属が中心となって市町村や関係団体と連携し、必要なフォローアップを行っているものなどであった。

具体的な方法としては、利活用の実績が計画を著しく下回っている場合に、補助事業者に対する改善計画の作成や実施について市町村が指導を行い、その指導状況報告を求めた上で指導や支援を行っている事例などがあった。

(ウ) 補助事業完了後の県における施設等の管理方法について

補助金により整備された施設等については、耐用年数が長期に及ぶものもある。そのため処分制限の期間など、財産管理に必要となる事項を記載した財産管理台帳を整備することが必要と考えられる。

その財産管理台帳の整備状況については、表3のとおりである。

表3 財産管理台帳の整備状況

区分	補助金数
整備している	11
整備していない	7

財産管理台帳を整備している11補助金については、全て補助事業者に財産管理台帳の作成を補助金交付要綱で義務付け、それを県に提出させていた。

また、財産管理台帳を整備していない7補助金について整備していない理由を確認したところ、6補助金は耐用年数を確認の上、証拠書類を耐用年数の満了まで保存して管理するとのことであった。

残る1補助金については、耐用年数も確認していなかった。補助金の支出に関する証拠書類が、高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）で定める保存期間（5年）を経過して廃棄されると、この補助金で耐用年数が5年を超える財産を取得していたため、財産処分に関する事務に支障をきたす恐れがあった。

(エ) 補助事業完了後の施設等の財産処分の制限について

高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第19条第1項では、補助事業等で取得し、又は効用の増加した財産で、「不動産又はその従物」、「機械、重要な器具等で知事が別に定めるもの」については、知事の承認を受けず、補助金等の交付目的に反しての使用、譲渡、担保に供するなどの処分をすることが禁止されている。

また、規則第24条では、この規則に定めるもののほか必要な事項は知

事が別に定めるとされており、この規定に基づき補助金交付要綱が策定されている。

その補助金交付要綱への財産処分の制限に関する項目の規定状況については、表4のとおりである。

表4 補助金交付要綱への財産処分の制限に関する規定の有無

区分	補助金数
規定している	16
規定していない	2

施設等の整備を補助対象にしているが、財産処分の制限に関する規定を補助金交付要綱に規定していない補助金が2補助金あった。

次に、規定している16補助金について、補助金交付要綱における規定内容を確認した結果、財産処分の制限の対象範囲については、表5のとおりであり、財産処分の制限の期間については、表6のとおりである。

表5 補助金交付要綱における財産処分の制限の対象範囲

区分	補助金数	内容
補助事業により取得した全ての財産	11	
取得価格等に一定金額の制限をしている	3	・50万円を超えるもの（2補助金） ・50万円以上のもの（1補助金）
明示されていない	2	

表6 補助金交付要綱における財産処分の制限の期間

区分	補助金数
明確に規定されている	12
明示されていない	4

表5で、財産処分の制限の対象範囲が明示されていない2補助金では、「知事が別に認めるもの」等と規定され、表6の財産処分の制限の期間が明示されていない4補助金では、「耐用年数を勘案して別に定める」等と

規定されているが、いずれも具体的な定めがなかった。

(オ) 間接補助金における市町村等の補助金交付要綱の確認について

間接補助金では、間接補助事業者は市町村等の補助金交付要綱に基づいて補助金関係の手続きを行うことになる。

18補助金のうち間接補助金が10補助金あった。そのうち県の補助金交付要綱では財産処分の制限を規定しているが、市町村の補助金交付要綱に規定されていないものが1補助金、市町村の補助金交付要綱を確認していないものが1補助金あった。

(カ) 財産の処分事例について

補助金で整備した施設等を耐用年数の経過前に処分している事例が、2補助金であった。内容は、任意団体の法人化に伴い所有権の名義を変更したものと取得財産に抵当権を設定したもので、処分の手続きはいずれも適正に行われていた。

第4 意見

監査の結果、施設等の利活用状況の把握など、おおむね適正に行われていると認められるものの、補助金交付要綱に基づく取扱いなどの一部において十分でないものが認められた。

については、今回の監査で確認された課題を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

1 利活用状況の把握について

補助金交付要綱等に事業完了後の一定期間の状況報告書の提出を義務付けているにもかかわらず、提出を受けていないものが一部で見られた。

このため、提出を義務付けている状況報告書については確実に徴するとともに、利活用状況を把握するために必要な手段について、補助金交付要綱等を策定する段階で検討されたい。

2 財産管理台帳の整備等について

補助金により整備された施設等については、耐用年数が長期に及ぶものもあるが、施設等の耐用年数を確認していないものが一部で見られた。

このため、施設等の適正な財産管理のため財産管理台帳の整備に努められたい。

3 財産処分の制限の対象となる財産や期間の定義について

財産処分の対象となる財産や制限の期間について、補助金交付要綱に規定のないものや、補助金交付要綱で「知事が別に認めるもの」や、「耐用年数を勘案して別に定める」と規定しているものの、具体的な定めがないものが一部で見られた。

このため、補助金交付要綱等において、財産処分の対象となる財産や制限の期間を明示するよう努められたい。

4 間接補助金における市町村等の補助金交付要綱の確認について

間接補助金のうち、市町村の補助金交付要綱に財産処分の制限に関する規定がないものや、市町村の補助金交付要綱を確認していないものが一部で見られた。

このため、市町村等の補助金交付要綱を確認されたい。

5 平成25年度定期監査意見（成果指標等の設定）について

平成25年度の定期監査の結果報告では、成果指標等について、「補助金交付要綱に交付申請時に成果指標を設定させ、実績報告時にも成果指標による捕捉・評価を行う規定を設けているものは、一部にとどまっており、明確な数値目標を掲げアウトカムを意識して仕事を進めるためにも、成果指標等の設定について幅広く検討し、活用されるよう努められたい。」としている。

今回の監査では、第2次調査の対象となる18補助金の全てにおいて、成果目標となる事業実施計画は作成していたものの、明確な数値目標を掲げているものは一部にとどまっていた。

施設等の利活用状況の把握や事業完了後の指導や支援を行うためには具体的な成果指標が必要と思われることから、事業実施計画時の成果指標等を設定するよう、改めて検討されたい。

別表1
第1次調査対象補助金一覧

部局名	課名 ()は27年度の課名	補助金名	
総務部	市町村振興課	広域行政支援事業費補助金	
危機管理部	南海地震対策課 (南海トラフ地震対策課)	みんなで備える防災総合補助金 津波避難対策推進事業費補助金	
	消防政策課	女性による地域防災活動支援事業費補助金	
健康政策部	医療政策・医師確保課 (医療政策課)	救急医療施設運営費補助金 無医地区巡回診療事業費補助金	
地域福祉部	地域福祉政策課	福祉避難所指定促進等事業費補助金	
	高齢者福祉課	社会福祉施設地震防災対策推進事業費補助金	
		軽費老人ホーム事務費補助金	
		緊急ショートステイ体制づくり費補助金	
	ショートステイ整備促進事業費補助金		
少子対策課	子育て支援推進事業費補助金		
福祉指導課	緊急雇用創出住まい対策事業費補助金		
文化生活部	文化推進課	山内家宝物資料館管理運営費補助金	
	国際交流課	高知県国際交流協会運営費補助金	
	まんが・コンテンツ課	研究会発事業化支援事業費補助金(コンテンツビジネス)	
	県民生活・男女共同参画課	社会貢献活動拠点センター運営費補助金	
産業振興推進部	情報政策課	共聴施設デジタル化支援事業費補助金	
	計画推進課	産業振興推進総合支援事業費補助金	
	地産地消・外商課	地産外商活動支援事業費補助金	
	地域づくり支援課 (計画推進課)	地域づくり支援事業費補助金	
産業振興推進部 (中山間対策・運輸担当理事所管)	地域づくり支援課 (移住促進課)	移住促進事業費補助金	
		中山間地域対策課	集落活動センター推進事業費補助金
			中山間地域生活支援総合補助金
			地域の物流等支援事業費補助金
	中山間地域移動手段確保支援事業費補助金		
	鳥獣対策課	シカ被害特別対策事業費補助金	
	交通運輸政策課	航空利用促進事業費補助金	
		安全安心の施設整備事業費補助金	
		バス運行対策費補助金	
		地域の交通維持支援事業費補助金	
商工労働部	工業振興課	航空路線新規就航支援事業費補助金	
		研究会発事業化支援事業費補助金	
		ものづくり地産地消推進事業費補助金	
	経営支援課	中小企業設備投資促進事業費補助金	
		小規模事業経営支援事業費補助金	
		高知県中小企業団体中央会補助金	
こうち商業振興支援事業費補助金			
中心商店街活性化モデル事業費補助金			

部局名	課名	補助金名
商工労働部	企業立地課	企業立地促進事業費補助金 コールセンター等立地促進事業費補助金
	雇用労働政策課	シルバー人材センター連合会運営費補助金
観光振興部	観光政策課	観光振興推進事業費補助金
	地域観光課	観光拠点等整備事業費補助金
	おもてなし課	観光案内板等整備事業費補助金
農業振興部	農業政策課	こうち農業確立総合支援事業費補助金
	環境農業推進課	こうち売れる米づくり産地育成事業費補助金
		環境保全型農業推進事業費補助金
	産地・流通支援課	中山間地域集出荷支援事業費補助金
		園芸用ハウス活用促進事業費補助金
	地域農業推進課	集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金
畜産振興課	乳用牛群検定推進事業費補助金 特産畜産物生産流通拡大事業費補助金	
林業振興・環境部	木材産業課	新しい木材流通拠点整備事業費補助金
		地域林業総合支援事業費補助金
	県産材加工力強化事業費補助金	
	治山林道課	山地災害防止事業費補助金
環境共生課	豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	
水産振興部	漁業振興課	カワウ等被害対策事業費補助金
		養殖生産物販売促進事業費補助金
		新規漁業就業者支援事業費補助金
		漁業生産基盤維持向上事業費補助金
		沿岸漁業者経営構造改善促進事業費補助金
		海面環境保全推進事業費補助金
	合併・流通支援課	水産物ブランド化推進事業費補助金
		広域連携機能強化事業費補助金
		県1漁協流通販売強化事業費補助金
		産地市場統合推進事業費補助金
教育委員会	学校安全対策課	公立小中学校耐震化促進事業費補助金
	幼保支援課	保育所・幼稚園等安全確保対策事業費補助金
		保育サービス等推進総合補助金
	小中学校課	子育て力向上支援事業費補助金
	高等学校課	学校図書館読書環境整備費補助金
生涯学習課	進学学力向上対策費補助金 放課後学習支援事業費補助金	
公安委員会	警察本部	防犯運動推進事業費補助金
		犯罪被害者支援推進事業費補助金
合計	42	77

※部局名、課名については、平成25年度当時のもの

**別表2
第2次調査対象補助金一覧**

区分	部局名	課名 ()は27年度の課名	補助金名	補助 事業者数	
④	産業振興推進部	地域づくり支援課 (移住促進課)	移住促進事業費補助金	5	
	産業振興推進部 (中山間対策・運輸 担当理事所管)	中山間地域対策課	集落活動センター推進事業費補助金	6	
			中山間地域生活支援総合補助金	4	
			中山間地域移動手段確保支援事業費補助金	1	
	商工労働部	工業振興課	ものづくり地産地消推進事業費補助金	18	
			中小企業設備投資促進事業費補助金	9	
		経営支援課	こうち商業振興支援事業費補助金	16	
		企業立地課	企業立地促進事業費補助金	3	
	農業振興部	農政策課	こうち農業確立総合支援事業費補助金	12	
			産地・流通支援課	園芸用ハウス活用促進事業費補助金	10
			地域農業推進課	集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金	39
	林業振興・環境部	木材産業課	地域林業総合支援事業費補助金	3	
			県産材加工力強化事業費補助金	6	
	水産振興部	漁業振興課	新規漁業就業者支援事業費補助金	4	
			沿岸漁業者経営構造改善促進事業費補助金	5	
			漁業生産基盤維持向上事業費補助金	17	
		合併・流通支援課	産地市場統合推進事業費補助金	1	
	合計	11	18	160	

※部局名、課名については、平成25年度当時のもの

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・2・19	9814	○公 告	3	左 (22)	<u>平成28年2月19日</u>	<u>平成27年2月19日</u>